

東京都犯罪被害者等見舞金給付制度開始

○対象 令和2年4月1日以降に発生した犯罪被害

○内容

【遺族見舞金】 都内在住の遺族 30万円

【重傷病見舞金】 都内在住の被害者本人 10万円

○受付開始 令和2年10月1日（木曜日）から

○受付窓口

公益社団法人 被害者支援都民センター（東京都総合相談窓口）

（連絡先）03-5287-3336